⑵　設計共同体　⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、２⑴⑧の条件は設計共同体の代表者が満たせば良く、２⑴⑨の条件は運営の分担業務を担う企業が満たせば良い。なお、２⑴②の条件に関し、運営の分担業務のみを担う企業にあっては、２⑴②に示す条件を満たす者又は令和７・８・９年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年９月18日付け内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官）に示すところにより、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官からグローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

※会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定等を受けていること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成23年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、令和２年10月１日から令和７年９月30日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）

⑷　表彰の実績　建築関係の設計業務実績等のうち、平成23年４月１日から公示日時点までの期間における建築関係の設計業務等に関する受賞（作品表彰および個人表彰）実績（業務説明書参照）

⑸　施設の運営実績等　運営する施設規模、国際的な事業展開、入居スタートアップの成長、投資家との連携関係の実績（業務説明書参照）

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成23年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、令和２年10月１日から令和７年９月30日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）

⑷　表彰の実績　建築関係の設計業務実績等のうち、平成23年４月１日から公示日時点までの期間における建築関係の設計業務等に関する受賞（作品表彰および個人表彰）実績（業務説明書参照）

⑸　施設の運営実績等　運営する施設規模、国際的な事業展開、入居スタートアップの成長、投資家との連携関係の実績（業務説明書参照）

⑹　ワーク・ライフ・バランス等の推進の状況

⑺　ＣＰＤ取得単位の状況

⑻　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性

５　手続等

⑴　担当部局　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１　内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（ＧＳＣ構想拠点整備担当）
電話03―5253―2111（内82249）
メールアドレス　gsc.kyotenseibi@cao.go.jp
なお、科学技術・イノベーション推進事務局は、令和８年10月９日から同月18日にかけて港区赤坂へ順次移転を予定しているため、上記のうち住所及び電話番号について、10月13日以降は以下に変更する。なお、メールアドレスに変更は生じない。
〒107―0052 東京都港区赤坂２－４－６赤坂グリーンクロス10階　電話03―5253―2111（代表）

⑵　説明書の交付期間及び交付方法

①　説明書をシステムにより掲示する。

②　やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を上記⑴担当部局に持参又は郵送（簡易書留等の配達の記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴担当部局にその旨連絡すること。持参による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）、返信用の封筒（切手を貼付）、参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、令和８年９月18日（金）から令和８年11月４日（水）までの休日等を除く、９時30分から18時15分まで（最終日は12時00分まで）とする。

⑶　参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和８年11月４日12時00分。

提出先：上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：持参、書留郵送、託送（※）又は電子メール（着信を確認すること）により提出するものとする。（※託送は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）なお、提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示をすること（頁の例：１／○○～○○／○○）。また、いずれの提出方法による場合も、提出期限までに⑴担当部局へ必着とすること。

⑷　技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和９年１月21日12時00分。

提出先：上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：上記⑶に同じ。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備実施設計等業務、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備設計意図伝達等業務）

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴担当部局に同じ。

⑹　２⑴②に掲げる内閣府競争参加資格の認定を受けていない単体企業も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
また、２⑵に掲げる「設計共同体としての資格」の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　技術提案書に関するヒアリングを行う。

⑻　詳細は、業務説明書による。

７　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Basic design and related services for the Global Startup Campus Initiative Flagship Hub Development

⑶　Time-limit to express interests : 12 : 00 P.M. November 4, 2026

⑷　Time-limit for the submission of proposals : 12 : 00 P.M. January 21, 2027

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Secretariat of Science, Technology and Innovation Policy, Cabinet Office, 1―6―1, Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8914, TEL ＋81―3―5253―2111 (ex. 82―249) (On or after 13 October 2026 : 2―4―6 Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 107―0052, TEL ＋81―3―5253―2111)